

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

令和四年埼玉県告示第四百八十三号で公示した公共測量は、令和四年六月三十日終了した旨測量計画機関である羽生領島中領用排水路土地改良区から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕